

高齢者世帯へのエアコン設置補助についてお伺いいたします。

気候変動の影響等により、近年、夏季の気温が極端に上昇しており、熱中症による救急搬送が年々増加しております。特に高齢者は重症化リスクが高く、命に関わる深刻な問題です。

昨日のニュースで、9月1日から7日の1週間における熱中症による救急搬送人員数が3,776人であると発表がありました。また、消防庁が掌握している累計人員数は、9万3,783人となっています。

本市の5月1日から8月17日までの熱中症による救急搬送患者情報、これ7月1日以降は、速報値なんですけども、これを基にして作成したものが資料2になります。

令和6年の搬送者数は69人でしたが、令和7年は107人と1.55倍に増加しています。特に65歳以上の高齢者が63人と半数を超えており、その内訳として40人が自宅で発症。そのうち11人は、エアコンが未設置。16人は設置されていたが、使用されていなかったという事実が明らかになっています。

なお、今年からは自宅で発症した場合に限り、エアコンの設置状況や使用の有無が記録されるようになりました。

国も近年の猛暑による熱中症労働災害の増加、特に初期症状の放置や対応の遅れによる重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日より体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者に義務づけられました。まさに、命を守る対策が求められています。

そこで、以下4点をお伺いいたします。

1つ目、高齢者の熱中症搬送に関する実態と分析について。

令和7年度の本市における年齢層別の熱中症搬送人数とエアコンの設置状況に関する分析結果について、市はどのように把握していますか。エアコン未設置世帯や、設置されていても使用不能な状態のエアコンがあつた高齢者世帯に対して、どのような対策、支援が可能でしょうか。

2つ目、エアコン設置費助成制度について。

愛南町では、75歳以上の独り暮らし、もしくは75歳以上の高齢者のみ世帯を対象に、エアコンの購入設置費用の半額、上限は5万円なんですけども、これを助成する制度を実施しております。八幡浜市でも同様に65歳以上の高齢者世帯に対して、市民税非課税などの要件を満たせば、最大5万円の助成制度があります。

こうした制度によって、高齢者の屋内での熱中症予防が図られ、命を守る有効な対策として機能しております。

本市においても同様の助成制度を創設するお考えはありますか。仮に実施できないとするならば、代替となる支援策はありますか。

3つ目、熱中症予防に関する啓発活動と実効性について。

熱中症に対する注意喚起や高齢者への啓発活動はどのように行っておりますか。物価高騰、電気代が高いといったことで、持つても使わないというケースも多く見られます。実際にデータからも分かるように、エアコンを使っていない高齢者がまだ存在していることに対して、どのようにアプローチし、支援につなげていますか。訪問型の相談支援、例えば民生委員や保健師による巡回

や実地確認などの体制は整っていますか。

4つ目、行政、関係機関、民間による連携体制の強化。

消防、地域包括支援センター、民生委員、電気店、工務店等との連携によって、高齢者世帯へのエアコン導入や点検をスムーズに行える体制の構築が必要と考えますが、現状と今後の展望をお聞かせください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）
高齢者へのエアコン設置補助についてお答えいたします。

まず、高齢者の熱中症搬送に関する実態と分析についてでございます。

令和7年度の熱中症による救急搬送者数は前年に比べ大幅に増加し、特に65歳以上の高齢者の割合が高く、中でも自宅での発生が多くなっています。自宅での発生に限り、消防本部により今年度からエアコンの設置及び使用の状況について調査しており、エアコンが未設置、あるいは設置されていても使用されていなかつた事例が多いことを確認いたしております。

エアコン未設置や設置されていても使用していない高齢者世帯に対する対策、支援といったしましては、エアコンの設置や使用を強く推奨するとともに、熱中症を未然に防ぐために地域の見守り、声かけ等の支援が最も効果的で、その前提として、高齢者の生活環境を把握することが有用な取組であると認識いたしております。

そのようなことから、地域包括支援センター、民生委員や介護事業所など、関係機関との連携を密にし、熱中症対策等に関する情報共有の充実を図り、高齢者世帯に対する周知啓発に努めてまいります。

次に、エアコン設置費助成制度についてでございます。

エアコン設置費助成制度につきましては、財源の確保、対象者の範囲設定、制度運用の公平性の確保など解決すべき課題が多く、制度創設は困難な状況にございますが、省エネ対策を含めた国や県の補助制度の動向や県内の他自治体の実施状況を注視しながら、代替となる支援策を含め、実現可能な支援の在り方を調査研究してまいります。

次に、熱中症予防に関する市の啓発活動と実効性についてでございます。

本市では、市政だよりやホームページ、SNS、さらには地域での健康講座、保健師等による健康相談などを通じ、熱中症の危険性や予防行動の啓発を継続的に行っており、今年度は民生委員、老人クラブ等の関係機関を通じて、高齢者のための熱中症対策リーフレットを配布し、周知に努めています。

使用を控える方々に対しましては、単なる周知にとどまらず、個別の生活環境に応じた地域の身近な人々による直接的な見守りや声かけ支援等が重要であると認識いたしております。

訪問型の相談支援につきましては、地域包括支援センターや民生委員、見守り推進委員等による見守り活動、総合相談支援活動の中できめ細やかな相談支援となるよう努めています。

現在、地域包括支援センター、民生委員、見守り推進委員、介護事業所などが連携し、高齢者の見守りや緊急時の対応、相談支援を行っているほか、高齢者見守りネットワーク事業において、電気・水道事業者とも協定を結び、日常的に高齢者と接点を持つ事業者等が異変を確認した際は、市へ通報が入り、迅速に安否確認等を行える体制を構築いたしております。

エアコンの導入等の支援体制といったしましては、熱中症対策における高齢者の実情に即した支援の仕組みとして有効であると認識いたしておりますが、まずは高齢者への周知啓発を柱として取組を進め、高齢者の命を守るための熱中症対策に努めてまいります。

○議長（田窪秀道） 加藤昌延議員。

○5番（加藤昌延）（登壇） 御答弁ありがとうございます。

要望といたしまして、熱中症は予防できる災害と言われていますが、対応が遅れると命を奪う危険な症状です。特に高齢者や経済的に困窮した世帯では、エアコンの購入や使用をためらうケースもあり、行政の積極的な支援が求められています。高齢者の命と健康を守るために、本市としてもエアコン設置助成制度の創設を前向きに御検討いただきたいと強く要望いたします。

また、今後の気候変動に対応した危機管理の観点からも、福祉施策として熱中症対策の強化をお願いいたします。